

薬生食輸発1224第1号
令和2年12月24日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産生鮮青とうがらしの検査命令免除対象輸出者の削除)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正:令和2年12月23日付け薬生食輸発1223第1号)により通知したところである。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、下記の登録輸出業者が輸出した生鮮青とうがらしから基準値を超えるテブフェンピラドが検出されたことから、同通知の別表16について、下記の輸出業者を削除し、別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

NH TRADING CO., LTD.